防人服（防）第２９１号
３０．６．１１

陸上幕僚長　殿

防衛大臣

簡易服の着用について（通達）

標記について、下記のとおり定めたので通達する。
なお、簡易服の着用について（防人１第８４９号。１．２．２３）は、廃止する。

記

１　簡易服（陸上自衛官が着用するセーター及びジャンパーをいう。以下同じ。）の規格は、別表のとおりとする。
２　セーターは、原則として屋内における事務、作業、教育訓練及び営内生活並びに通勤・外出時に冬服上衣若しくは作業服上衣に代えて、又は妊婦服の上から着用することとする。
３　ジャンパーは、原則として屋外における作業、教育訓練及び営内生活並びに通勤・外出時に冬服上衣、作業服上衣若しくは作業外被に代えて、又は妊婦服の上から着用することとする。
４　簡易服は、儀式等の威儀を正すべき場合には、着用してはならない。
５　簡易服の両肩には、乙階級章を着用するものとする。
６　その他簡易服の着用に関し必要な細部事項は、陸上幕僚長の定めるところによる。

添付書類：別表

別表

簡易服の規格

<table>
<tr><td rowspan="7">セーター</td><td>地質</td><td colspan="2">濃灰色の毛編物、化学繊維編物又はこれらの混紡編物とする。ただし、肩章及び当て布は、同色の化学繊維織物とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">製式</td><td>襟</td><td>ハーフジップ又はフルジップとする。</td></tr>
<tr><td>肩章</td><td>外側の端をそで付に縫い込み、襟側を黒色のボタン１個で留める。</td></tr>
<tr><td>前面</td><td>肩部の左右に当て布をつける。</td></tr>
<tr><td>そで</td><td>長そでとする。下腕部の左右に当て布をつける。</td></tr>
<tr><td colspan="2">形状は、付図のとおりとする。</td></tr>
<tr></tr>
<tr><td rowspan="6">ジャンパー</td><td>地質</td><td colspan="2">灰色の化学繊維織物とする。ただし、そで口は、同色の毛編物又は化学繊維編物とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">製式</td><td>襟</td><td>立て襟とする。</td></tr>
<tr><td>肩章</td><td>外側の端をそで付に縫い込み、黒色のボタン１個で留める。</td></tr>
<tr><td>前面</td><td>中央にファスナーをつける。両腰にポケットをつけ、ふたを面ファスナー各１個で留める。</td></tr>
<tr><td>そで</td><td>長そでとし、左上腕部にペンさし・ファスナー付きポケット及び面ファスナーをつける。</td></tr>
<tr><td colspan="2">形状は、付図のとおりとする。</td></tr>
</table>

付図

セーター
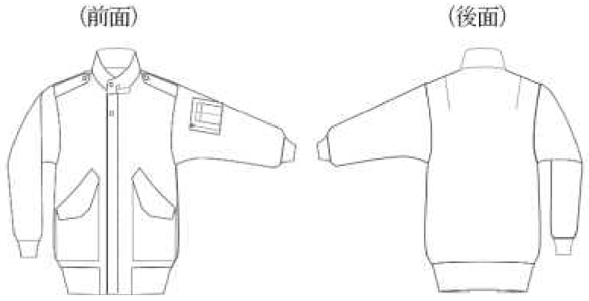
ジャンパー